事務連絡

平成30年（2018年）6月11日

各指定障害福祉サービス事業所管理者　様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係

就労継続支援Ａ型の賃金向上達成指導員配置加算における賃金向上計画

の提出期限について

　平素は本県の障害者支援施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　平成30年４月23日付けの別添事務連絡にて賃金向上計画の策定期限については、追って連絡するとしておりましたが、下記のとおりとしますので、通知します。

記

・賃金向上達成指導員配置加算を算定する場合は、賃金向上計画を策定いただき、当該年度の６月末日までに、当係あてご提出下さい。

　・賃金向上計画の期間は当該年度の「４月１日～３月31日」として下さい。

・会計年度が「４月１日～３月31日」でない事業所につきましては、提出時点で把握し

ている金額で賃金向上計画を作成願います。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係　中島

Tel：077-528-3544

事務連絡

別添：参考

平成30年（2018年）4月23日

各指定障害福祉サービス事業所管理者　様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係

就労継続支援Ａ型の賃金向上達成指導員配置加算における賃金向上計画

の取り扱いについて

　平素は本県の障害者支援施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、この度の障害福祉サービス等報酬改定にて就労継続支援Ａ型サービス費に新設された賃金向上達成指導員配置加算について、算定要件の一つとして賃金向上計画を策定することとされておりますが、本県での取り扱いを下記のとおり整理いたしましたので、遺漏のないようご了知願います。

●「平成30年３月22日厚生労働省告示第82号第13の12の２」抜粋

賃金向上達成指導員配置加算（新設）

イ　利用定員が20人以下の場合70単位

ロ　利用定員が21人以上40人以下の場合43単位

ハ　利用定員が41人以上60人以下の場合26単位

ニ　利用定員が61人以上80人以下の場合19単位

ホ　利用定員が81人以上の場合15単位

注　指定障害福祉サービス基準第186条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員

（生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上

を図るための取組に係る計画（以下「賃金向上計画」という。）を作成し、当該賃金向

上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。以下同じ。）

を、常勤換算方法で１以上配置し、かつ、就労継続支援Ａ型事業所と雇用契約を締結し

ている利用者のキャリアアップ（職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の

機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめと

する処遇の改善が図られることをいう。）を図るための措置を講じているものとして都

道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型

等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

賃金向上計画の策定にあたっては、前年度の決算状況を十分に検証する必要があることから、当該年度の４月１日時点で賃金向上計画を策定していなくても、策定の予定がある場合は４月から加算を算定することができることとします。

　なお、４月から加算を算定する場合の賃金向上計画の策定期限については、追って連絡いたしますが、今後お示しいたします期限までに策定ができていない場合は４月に遡って、過誤調整を行っていただく予定をしておりますので、ご了承下さい。

**滋賀県での整理**